

## 登別市精神障害者通所授産施設運営費補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、精神障害者に対する援助活動を行う精神障害者通所授産施設（以下「施設」という。）運営事業費に対する補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 前条に規定する補助金の対象となる施設は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第2号の規定に基づく施設とする。

### (補助金の額)

第3条 この補助金の額は、精神障害者社会復帰施設設置運営要綱（昭和63年健医発第143号厚生省保健医療局長通知）に基づき交付される補助基準額の1,000分の6の額に、施設の前年度10月1日現在の登別市民利用者数を乗じた額（千円未満切捨）とし、かつ補助基準額の8分の1を限度額（千円未満切捨）として、予算に定める範囲内で補助するものとする。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請、交付及び決定等に関して必要な事項は、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）の規定するところによる。

### 附 則（平成10年訓令第17号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。